

ムンバイ日本人 文化・スポーツクラブ会則

第1条（総則）

このクラブは「ムンバイ日本人 文化・スポーツクラブ（以下「クラブ」という）」と称し、所在地をムンバイ日本人学校内とする。

第2条（目的）

クラブは、学校施設を学校教育活動に支障のない範囲において、地域に在住する日本人の文化・スポーツ活動のために開放し、児童生徒の健全育成をはじめ、地域社会の発展、生涯学習の推進、インドを主とする海外との親善・交流、地域在住日本人の文化・スポーツ活動の振興に資することを目的とする。

第3条（事業）

前条の目的を達成するために、クラブは次の事業を行う。

- 学校開放及びクラブの運営に関する事
- 会員の登録受付、審査、承認、及び利用調整に関する事
- 会員及び学校との相互連絡・調整に関する事
- 会費等の管理及び消耗品等の支払いに関する事
- ムンバイ日本人会及び日本人学校主催の文化・スポーツ事業への協力に関する事
- その他、学校開放に必要な事項に関する事

第4条（会員）

1 会員はムンバイ市内に在住の日本人を代表とする文化団体及びスポーツ団体などの団体会員、並びに自主的にクラブの活動や運営に関わろうとする個人会員、及び学校関係者による運営会員とする。

2 団体会員及び個人会員になろうとするものは、会長に対し登録を申請し、その承認を得なければならない。

3 団体会員は会費等、定められた金額を納入しなければならない。ただし、会長が特に必要と認めるときは、これを減免することができる。

4 会員は本会則を遵守しなければならない。

5 会員は会計簿等の閲覧を求める権利を有する。

6 退会する際は、3月に登録抹消申請書を提出する。なお、年度途中の退会については、会費の返金は行わない。

第5条（役員）

1 クラブには次の役員を置く。

会長（1）、副会長（若干名）、運営委員（若干名）、事務局長（1）、会計（若干名）
顧問（1）

2 会長はクラブを代表し、一切を統括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

4 運営委員は、学校開放及びクラブの運営に関する職務を代行する。

5 事務局長は、クラブの事務を統括する。

6 会計は、クラブの運営に係る会計事務を行う。

7 顧問は、クラブの会計を監査する。またクラブの運営について必要な助言を行う。

8 役員は総会で選出する。

9 役員の任期は年度始めの総会から次年度の総会までとする。なお任期途中で役員を退任する場合は、退任する役員が後任者を推薦することとし、会長については臨時総会を開催して新会長を選任、その他の役員については会長以下役員が協議の上、新役員を選任する。

10 年度初めの役員は、会員の互選により選出する。

第6条（会議・組織）

1 クラブに総会、運営委員会、及び部会を置く。

2 総会は1年に1回（7月）、会長が招集する。ただし1/3以上の会員から要請があった場合は、臨時に開催しなければならない。また、開催の必要があると会長が判断したときは、臨時に召集することができる。

3 運営委員会は、総会から次年度の総会までの間、学校開放及びクラブの運営を行う。

4 必要に応じて部会として文化部会、スポーツ部会を置く。文化部会は文化団体の連絡調整を行う。スポーツ部会はスポーツ団体の連絡調整を行う。

5 登録団体利用調整会議を原則4月・7月・10月・1月の第一週に開催し、翌3か月分の利用の調整を行う。利用調整の必要がない期間に関しては、会長はこれを招集しなくてもよい。（4、10月はウェブ上にて、7、1月は集合して会議を開催する。）

第7条（会計）

1 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 1 団体の年会費、新規の登録料は役員協議の上決定する。
- 3 会費等の管理及び執行については、会長の承認のもと、会計がこれを処理する。
- 4 顧問は年1回以上、会計監査を行う。

第8条（利用の禁止）

次の活動の利用は禁止する。

- 1 営利を目的とした活動
- 2 宗教に関する活動

附則 この会則は平成29年9月15日から施行する